

計 画 概 要

主 な 取 組 内 容

2 公の施設見直し計画（H21年12月～H27年3月）

(1)見直し対象施設

平成20年3月「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止の施設や必置施設等を除く70施設

(2)見直しの視点

- ①施設機能の代替性
- ②施設利用の地域限定性
- ③他施設との一体管理による効率性

(3)個別施設についての見直しの方向

見直し方針	施設数
①廃止	6
②移管・売却	17
③抜本的な見直し	4
④運営改善	43
計	70

■見直し対象の公の施設の数、廃止や移管等により、15施設減少(70施設→55施設)

【廃止 6】 滋賀会館、水環境科学館、きぬがさ荘、虎御前山教育キャンプ場、三島池ビジターセンター(移管→廃止)、朽木いきものふれあいの里センター(移管→廃止)

【移管 9】 日野溪園、安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘、荒神山少年自然の家、アーチェリー場、比良山岳センター、しが県民芸術創造館(抜本の見直し→移管)

※ 「廃止」の方針であったもののうち、廃止に至らなかった施設

【移転】 琵琶湖文化館（現機能を廃止し、新生美術館に移転予定(現在休館中)）

【存続】 県民交流センター（ピアザ淡海の区分所有者に有識者を加えた会議で検討した結果、運営改善を図り存続することが妥当と結論(その後、利用人数・利用率・利用料収入は増加)）

※ 「移管・売却」の方針であったもののうち、移管・売却(又は廃止)に至らなかった施設

【運営改善】 醒井養鱒場（効果的、効率的手法として指定管理者制度を導入）

奥びわスポーツの森（市移管不調のため、見直し計画に沿ってプールを閉鎖）

柳が崎ヨットハーバー、ライフル射撃場（売却不調のため、見直し計画に沿って指定管理料0円で施設を維持）

【当面存続】 きゃんせの森、栗東体育館、伊吹運動場（見直しに向けた関係市との交渉が難航）

■上記のほか、見直し方針に沿って見直しを行った施設の例

びわこ地球市民の森(平成26年度から指定管理者制度を導入)

テクノファクトリー（入居率 57%(H21) → 92%(H26)）

びわ湖ホール（自主財源の拡大 オフィシャルスポンサー 0(H21)→2(H26)、会員 52口(H21)→127口(H26)）
（ホール稼働率 70%(H21) → 77%(H26)）

■見直し対象の公の施設(現有55施設)のうち、40施設において指定管理者制度を導入